

滋賀県立総合病院医事業務等委託公募型プロポーザル実施要領

1. 業務の概要

(1) 委託業務名称

滋賀県立総合病院医事業務等

(2) 事業目的

滋賀県立総合病院における医事業務等委託が適正かつ円滑に運用され、患者サービスの向上と適切な収益の確保を図ることを目的とする。

(3) 業務内容

別添「滋賀県立総合病院医事業務等委託仕様書」（以下、「仕様書」という。）のとおりに。

(4) 契約期間

契約締結日から令和 11 年 3 月 31 日までとする。

(5) 業務の場所

滋賀県守山市守山五丁目 4 番 30 号 滋賀県立総合病院

2. 予定価格

1, 050, 000, 000 円（消費税および地方消費税含む）

3. 参加資格

次の各号に定める要件をすべて満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 滋賀県財務規則第 195 条の 2 各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。
- (4) 滋賀県物品の買入れ等に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（昭和 57 年滋賀県告示第 142 号）に規定する資格を有すると認められ、営業種目の大分類が役務、中分類が医療関係事務、小分類が医療事務の競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。

なお、新たに入札に参加する資格を得ようとする者は、次に示す場所において資格審査の申請を行うこと。ただし、この場合には、この公告に係るプロポーザルの手続きに間に合わないことがある。

・滋賀県物品・役務電子調達システム

・滋賀県会計管理局管理課 〒520-8577 大津市京町四丁目 1-1 TEL 077-528-4314

- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (6) 過去 5 年（令和 3 年度～令和 7 年度）以内に、日本国内において、病床数 400 床以

上のDPC実施病院での『医事事務』の受託実績がある者。

- (7) 情報セキュリティマネジメントシステムの国際標準規格であるISO/IEC 27001 (ISMS)、プライバシーマーク、JIS Q 27001のいずれかの認証を取得している者であること。
- (8) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第173条に規定する指定公金事務取扱者の要件を具備していること。

4. 説明会の開催

開催しない。

5. 院内見学

- ・ 日時：令和8年8月3日(月曜日)14:00~15:30
- ・ 院内見学への参加希望は、事前に「12. 問い合わせ先」に記載のメールアドレス宛てに連絡すること。(令和8年7月30日(木曜日)16時00分まで)
- ・ 参加人数は3名以内とする。

6. 質問および回答の方法等

(1) 質問方法

「12. 問い合わせ先」に記載の提出場所に電子メールで届けられた質問書(様式1)のみ受け付ける。口頭による質問等、質問書の提出以外の方法による質問には応じない。

(2) 質問の提出期限

令和8年8月6日(木曜日)16時00分

(3) 質問に対する回答

質問書の回答は令和8年8月13日(木曜日)までを目途に、参加資格確認申請書提出者全員に、電子メールで提供する。

7. 参加資格確認申請書の提出

(1) 提出期限：令和8年8月6日(木曜日)16時00分

(2) 提出場所：「12. 問い合わせ先」に記載のとおり

(3) 提出書類

- ・ 参加資格確認申請書(様式2)
- ・ 会社概要(会社パンフレット等)
- ・ 3(6)について確認できる書類(当該契約書の写し等)
- ・ 3(7)について確認できる書類(登録証の写し等)
- ・ 3(8)について確認できる書類として、次に掲げる書類を提出すること。
 - (ア)直近の貸借対照表、損益計算書その他これらに準ずる書類
 - (イ)公金事務に係る業務の人的構成および組織等の業務執行体制を記載した

書類

(ウ)個人情報の保護および法令遵守に関する方針および体制を記載した書類

(4) 提出方法：持参または郵送

①持参の場合は、土、日、祝日を除く平日の午前9時から午後5時までに限る。

②郵送の場合は、簡易書留郵便により提出期限までに到着したものに限り受け付ける。また、郵送した旨を必ず電話で連絡すること。

(5) プロポーザル参加資格の確認について

参加資格確認申請書およびその他の提出資料により参加資格の確認を行い、確認結果を後日通知（令和8年8月13日（木曜日）予定）する。

(6) 参加辞退

参加資格確認申請書を提出し、それ以降の参加を辞退する場合は、辞退届（様式3）を提出してください。

8. 企画提案書の提出

(1) 提出期限：令和8年8月24日（月曜日）16時00分

(2) 提出場所：「12. 問い合わせ先」に記載のとおり

(3) 提出書類：企画提案書等提出書（様式4）1部、企画提案書 10部

※プロポーザル参加者は、二つ以上の企画提案をすることはできない。

(4) 提出方法：持参または郵送

①持参の場合は、土、日、祝日を除く平日の午前9時から午後5時までに限る。

②郵送の場合は、簡易書留郵便により提出期限までに到着したものに限り受け付ける。また、郵送した旨を必ず電話で連絡すること。

(5) 企画提案書記入要領

(ア)企画提案書は、A4版カラー印刷・左綴じとし、様式は任意とする。必要に応じてA3用紙を使用する場合は、提案書に綴り込むこと。（A3用紙はページ数2ページとカウントする。）

(イ)企画提案書は、文字の大きさ12ポイント以上を目安とし、総ページ数は30ページ以下とする。

(ウ)表紙には、「滋賀県立総合病院医事業務等委託企画提案書」と記載し、社名（商号又は名称）および代表者氏名を記載すること。

(エ)通し番号を付すること。（表紙は除く。）

(オ)企画提案書は、別紙「滋賀県立総合病院医事業務等委託評価項目表」の評価項目を基に作成し、提案内容を簡潔に記載すること。なお、企画提案書の作成に当たっては、次に掲げる事項についても留意すること。

■ 管理・実施体制

予定する統括責任者および統括責任者を補佐する者の氏名、居住地（市町村）、年齢、資格、経歴等について記載すること。

■ 見積価格

2年間の委託料総額（消費税及び地方消費税額を含めるとともに、その内訳を明示すること。）および積算根拠を記載すること。積算根拠については、人工、単価、諸経費等の内訳を詳細に記載することとし、単価については、常勤・非常勤（パート）・役職別等の区分が分かるよう明示すること。

（カ）企画提案書の内容は、高度な専門的知識を有しない者でも理解できるようにわかりやすく表現すること。

9. プレゼンテーションの実施

（1）日時：令和8年9月2日（水曜日）

（2）場所：滋賀県立総合病院 別館6階ミーティングルーム

（3）実施内容

- ・ プレゼンテーションの実施時間は、別途連絡する。
- ・ 1 プロポーザル参加者あたり 20 分のプレゼンテーションを行い、その後質疑時間を設ける。但し、プロポーザル参加者数によっては、説明時間を調整することがある。
- ・ プレゼンテーションは提出した企画提案書に基づき行うものとし、追加資料等の配布は一切禁止する。
- ・ パソコンおよびプロジェクター等を使用する場合は、事前に「12. 問い合わせ先」まで連絡をしておくこと。

10. 審査および契約予定者の決定方法

（1）契約予定者の決定方法

当院が設置する審査委員会において、提出された企画提案書等の審査およびプレゼンテーションの内容審査を行い、予定価格の範囲内において評価の総合点が最も高かったものを当該業務の契約予定者とする。

ただし、総合点において満点の6割未満の場合は、契約予定者としない。なお、総合点が最も高い者が複数あった場合、審査委員長の審査結果が上位の者を契約予定者として選定する。

（2）審査委員会

当院において、5名の委員をもって設置する。

（3）評価項目および評価点

別紙「滋賀県立総合病院医事業務等委託評価項目表」のとおり

（4）審査結果の通知

審査結果については、プロポーザル参加者に対して文書で通知を行う。

（5）契約の締結

選定された契約予定者は、企画提案書等の内容を踏まえ、当院と詳細な協議を行い、正式な見積書を提出し、その額が予定価格の範囲内であれば、契約を締結する。なお、協議が整わない場合は、次点の者と同様の手続きを行う場合がある。

また、本業務を行う者は、地方公営企業法第 33 条の 2 の規定により準用される地方自治法第 243 条の 2 の規定に基づく指定公金事務取扱者の指定を受ける必要があるため、予め当該指定に係る申し出を行うこと。

11. その他

- (1) プロポーザルの参加にかかる経費は、すべて参加者の負担とする。
- (2) 提出された書類等は返却しない。
- (3) 提出書類の内容で判断できない場合、追加資料の提出を求めることがある。
- (4) 採用した場合でも、準備過程等においてその内容を変更する場合がある。
- (5) 企画提案書等を受理した後は、加筆、訂正、差し替え等は認めない。
- (6) 手続において使用する言語および通貨単位は、日本語および日本国通貨に限る。
- (7) 提案者が提出する書類の著作権は、提案者に帰属する。ただし、当院は、必要がある時、提案者の承諾を得て提出書類の内容を無償で利用できるものとする。
- (8) 次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。
 - (ア)参加資格要件を満たしていない場合
 - (イ)提出書類に虚偽の記載があった場合
 - (ウ)実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
 - (エ)選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
 - (オ)正当な理由なくプレゼンテーションを欠席した場合

12. 問い合わせ先

住 所：〒524－8524

滋賀県守山市守山五丁目4番30号（総合病院別館4階）

担 当：滋賀県立総合病院 経営強化推進室 戦略調達係 担当：松浦

電 話：077－582－8053

FAX：077－582－5931

E-mail：nb0109^{ゼロイチゼロキュウ}@pref.shiga.lg.jp

滋賀県立総合病院医事業務等委託 評価項目表

評価項目			評価の着眼点		配点
I	会社に関する事項	1	受託実績	受託実績は十分か	4
II	組織体制	1	管理・実施体制	責任者の経験年数、実務実績、資格は十分か 現場での指揮命令系統とその責任体制は確立されているか 専門性を十分に担保できる有資格者または医事業務に精通した職員の配置がされているか	5
		2	人材確保・災害など非常時における対応	安定して人材が確保できる計画となっているか 欠員時のバックアップ体制がとれているか 災害や事故発生等、緊急時の対応及び連絡体制及び柔軟な協力体制はあるか	5
III	人材育成	1	医事に関する教育	質の高い医事業務提供のための人材育成がされているか 減点・返戻等分析指導と改善、再発防止に向けた取組み状況	10
		2	接遇に関する教育	接遇に対する教育や研修の実施(計画)の状況 個人情報保護、その他研修の実施状況	5
		3	教育支援に関する取り組み	質の高い医事業務提供のため職員のモチベーションを高める教育体制がとられているか 新入職員に対する教育、離職防止やスキルアップにつながる取り組みの実施状況	5
IV	業務体制	1	医事業務	受託業務によるサービス品質が保持・向上ができるか 医療制度改革や働き方改革への配慮など専門性と効率性に加え、柔軟性のある提案か 業者変更時はスムーズに引継ぎができる計画か	10
		2	診療報酬に関する取り組み	診療報酬請求精度向上のためにどのような対策を講じるか 積極的な診療報酬請求が実施される体制となっているか 未収金対策にむけた取組みは十分か	10
		3	接遇・患者サービスの向上	病院職員として患者に寄り添った業務が行える体制かクレームやトラブル発生時の対応は確立してあるか	5
V	その他	1	独自提案	医事業務の向上、病院経営改善・効率化、患者サービスの向上に有効な提案か 独自性があり、実行性の高いものか	20
VI	見積価格	1	見積価格の低い順に順位を付け、最低価格で提案した者(1位の者)を満点とし、その他の者は順位により按分した点数とする。 評価点 ＝ 評価点の満点 － $\frac{\text{評価点の満点}}{\text{参加者数}} \times (\text{評価対象者の順位} - 1)$		15
VII	県内事業者	1	滋賀県内に本店を有する事業者であるか		1
VIII	社会政策	1	社会政策推進(1)	「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録、または、次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けているか	1
		2	社会政策推進(2)	高齢者就業確保措置について労使協定の締結、または、就業規則の労働基準監督署への届出をしているか	1
		3	社会政策推進(3)	障害者の雇用の促進等に関する取組のうち、次のいずれかに該当しているか。 ①障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者であって法定雇用率が達成されているか ②障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者であって障害者を雇用しているか ③「しが障害者施設応援企業」の認定を受けているか ④障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく基準適合事業主として厚生労働大臣の認定を受けているか	1
		4	社会政策推進(4)	「滋賀県女性活躍推進企業」の認証、または、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けているか。	1
		5	社会政策推進(5)	「環境マネジメントシステム」の認証・登録のうち、次のいずれかの認証・登録を受けているか ①国際標準化機構が定めた規格ISO14001に適合している旨の認証 ②一般財団法人持続性推進機構(平成23年9月30日以前に登録・更新した場合は、財団法人地球環境戦略研究機関持続性センター)の実施するエコアクション21の認証・登録 ③特定非営利活動法人KES環境機構の実施するKES・環境マネジメントシステム・スタンダードの登録 ④一般財団法人エコステージ協会の実施するエコステージの認証	1
合計(満点)					100